

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	2

### 公布された条例のあらまし

#### ◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第51号）

##### 1 条例改正の目的

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、その敷地が幅員4メートル以上の一定の道に2メートル以上接する建築物のうち利用者が少数である一定のものについて、接道規制の適用が除外されたことに伴い、当該建築物に係る接道規制の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとするとともに、特定行政庁が、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上の支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができることとされたことに伴い、当該仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとする等必要な改正をすることとした。

##### 2 施行期日

この条例は、平成30年10月15日から施行することとした。

-----  
 条 例  
 -----

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第51号**

**高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**

高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第85条第5項」を「第85条第5項及び第6項」に、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

第29条の表中53の項を55の項とし、52の項を54の項とし、51の項を53の項とし、50の項を52の項とし、49の項を51の項とし、48の項を50の項とし、47の項を49の項とし、46の項を48の項とし、45の項を47の項とし、44の項を46の項とし、43の項を45の項とし、42の項を44の項とし、同表41の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項を同表42の項とし、同項の次に次のように加える。

43 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	16万円
---	-----------------------------------	------

第29条の表中40の項を41の項とし、39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、27の項を28の項とし、26の項を27の項とし、25の項を26の項とし、24の項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、同表2の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
------------------------------------	-------------------------	---------

**附 則**

この条例は、平成30年10月15日から施行する。